

## 三重県G7交通大臣会合推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 2023年に本県において開催される主要国首脳会議（サミット）の交通大臣会合（以下「G7交通大臣会合」という。）の円滑な実施を図るため、三重県G7交通大臣会合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) G7交通大臣会合の円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- (2) その他G7交通大臣会合の推進に必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 副本部長は、雇用経済部長をもって充てる。
- 5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (本部長、本部長代理及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長代理は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、別表2に定める順序によりその職務を代理する。
- 3 副本部長は、会議の運営を所管し、本部員とともに第2条に規定する所掌事項について取り組む。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

## (幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、雇用経済部次長兼G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監をもって充てる。
- 4 幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
- (1) 推進本部に提案する事項
  - (2) 各部局等の所掌事項について相互に調整する事項
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第7条 本部員は、G7交通大臣会合の推進体制を確立するため、委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、三重県雇用経済部G7交通大臣会合推進プロジェクトチームにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

総務部長  
デジタル推進局長  
政策企画部長  
東京事務所長  
地域連携・交通部長  
スポーツ推進局長  
南部地域振興局長  
防災対策部長  
医療保健部長  
医療保健部理事  
子ども・福祉部長  
環境生活部長  
環境共生局長  
農林水産部長  
雇用経済部長  
観光部長  
県土整備部長  
県土整備部理事  
会計管理者兼出納局長  
企業庁長  
病院事業庁長  
教育長  
警察本部長

別表 2 (第 4 条関係)

1	副知事	廣田 恵子
2	副知事	服部 浩
3	危機管理統括監	野呂 幸利

別表 3 (第 6 条関係)

総務部総務課長  
政策企画部政策企画総務課長  
地域連携・交通部地域連携・交通総務課長  
地域連携・交通部交通政策課長  
防災対策部防災対策総務課長  
医療保健部医療保健総務課長  
子ども・福祉部子ども・福祉総務課長  
環境生活部環境生活総務課長  
農林水産部副部長兼農林水産総務課長  
雇用経済部雇用経済総務課長  
観光部観光総務課長  
県土整備部建設企画監  
出納局副局長兼出納総務課長  
企業庁企業総務課長  
病院事業庁県立病院課長  
教育委員会事務局教育総務課長  
警察本部警備第二課長  
雇用経済部G 7 交通大臣会合推進プロジェクトチーム担当課長